

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】 5 - 関東 1 - 3

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 四国財務局長

【提出日】 2024年 6 月 7 日

【会社名】 四国電力株式会社

【英訳名】 Shikoku Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 取締役社長 社長執行役員 長井 啓介

【本店の所在の場所】 香川県高松市丸の内 2 番 5 号

【電話番号】 (087) 821 - 5061

【事務連絡者氏名】 経理部財務グループリーダー 林 純一郎

【最寄りの連絡場所】 香川県高松市丸の内 2 番 5 号

【電話番号】 (087) 821 - 5061

【事務連絡者氏名】 経理部財務グループリーダー 林 純一郎

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 12,500百万円

## 【発行登録書の内容】

|                   |                  |
|-------------------|------------------|
| 提出日               | 2023年 8 月10日     |
| 効力発生日             | 2023年 8 月18日     |
| 有効期限              | 2025年 8 月17日     |
| 発行登録番号            | 5 - 関東 1         |
| 発行予定額又は発行残高の上限(円) | 発行予定額 120,000百万円 |

## 【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

| 番号           | 提出年月日         | 募集金額(円)                  | 減額による訂正年月日 | 減額金額(円) |
|--------------|---------------|--------------------------|------------|---------|
| 5 - 関東 1 - 1 | 2023年 9 月 8 日 | 10,000百万円                | -          | -       |
| 5 - 関東 1 - 2 | 2023年12月 1 日  | 12,500百万円                | -          | -       |
| 実績合計額(円)     |               | 22,500百万円<br>(22,500百万円) | 減額総額(円)    | なし      |

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出した。

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 97,500百万円

(97,500百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出した。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】

四国電力株式会社 徳島支店  
(徳島県徳島市寺島本町東2丁目29番地)

四国電力株式会社 高知支店  
(高知県高知市本町4丁目1番11号)

四国電力株式会社 愛媛支店  
(愛媛県松山市湊町6丁目6番地2)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行社債(短期社債を除く。)】

|                  |   |
|------------------|---|
| 銘柄               | 四国電力株式会社 第330回社債(一般担保付)   |
| 記名・無記名の別         | -   |
| 券面総額又は振替社債の総額(円) | 12,500百万円   |
| 各社債の金額(円)        | 10万円  |
| 発行価額の総額(円)       | 12,500百万円   |
| 発行価格(円)          | 各社債の金額100円につき金100円  |
| 利率(%)            | 年0.65%  |
| 利払日              | 毎年6月25日及び12月25日   |
| 利息支払の方法          | 1 利息支払の方法及び期限<br>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2024年12月25日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各25日にその日までの前半か年分を支払う。<br>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。<br>(3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。<br>(4) 償還期日後は利息をつけない。<br>2 利息の支払場所<br>別記(注)「10.元利金の支払」記載のとおり。 |
| 償還期限             | 2027年6月25日  |
| 償還の方法            | 1 償還金額<br>各社債の金額100円につき金100円<br>2 償還の方法及び期限<br>(1) 本社債の元金は、2027年6月25日にその総額を償還する。<br>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。<br>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。<br>3 償還元金の支払場所<br>別記(注)「10.元利金の支払」記載のとおり。  |
| 募集の方法            | 一般募集  |

|                |  |
|----------------|--|
| 申込証拠金(円)       | 各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。 |
| 申込期間           | 2024年6月10日から2024年6月24日まで                             |
| 申込取扱場所         | 別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店                               |
| 払込期日           | 2024年6月25日   |
| 振替機関           | 株式会社証券保管振替機構<br>東京都中央区日本橋兜町7番1号                      |
| 担保             | 電気事業法附則第17項に基づく一般担保                                  |
| 財務上の特約(担保提供制限) | 該当条項なし（本社債は、一般担保付であり、財務上の特約は付されない。）                  |
| 財務上の特約(その他の条項) | 該当条項なし   |

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）

本社債について、当社はR & IからA + の信用格付を2024年6月7日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号03-6273-7471

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号及び第(2)号または別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号ないし第(3)号に定める規定に違背したとき。
- (2) 当社が本(注)4、本(注)5、本(注)6及び本(注)8に定める規定、条件に違背し、社債管理者の指定する1か月を下回らない期間内にその履行または補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来したにもかかわらずその弁済をすることができないとき。

- (4) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。
  - (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
  - (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
  - (7) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、または滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社の信用を害損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき。
4. 社債管理者への通知
- 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。
- (1) 事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
  - (2) 当社が当社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
  - (3) 事業の全部もしくは重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
  - (4) 資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転(いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。)をしようとするとき。
5. 社債管理者の調査権限
- (1) 社債管理者は、本社債の社債管理委託契約証書の定めに従い社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めたときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。
  - (2) 前号の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社はこれに協力する。
6. 社債管理者への事業概況等の報告
- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算、剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。ただし、当該通知については、当社が次号に定める書類の提出を行った場合は当該通知を省略することができる。
  - (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書、半期報告書、確認書、内部統制報告書、臨時報告書、訂正報告書及びこれらの添付書類について、金融商品取引法第27条の30の3に基づき電子開示手続の方法により提出を行う。なお本社債発行後に金融商品取引法(関連法令を含む。)の改正が行われた場合、改正後の金融商品取引法に従って開示手続を行うものとする。
7. 債権者の異議手続における社債管理者の権限
- 会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。
8. 社債権者に通知する場合の公告の方法
- 本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令または契約に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告(ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙。重複するものがあるときはこれを省略することができる。)または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

## 9. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定めるところによる。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は当会社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)8に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当会社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第1項及び第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当会社または社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

## 10. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

## 11. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

## 2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

### (1) 【社債の引受け】

| 引受人の氏名又は名称            | 住所                  | 引受金額<br>(百万円) | 引受けの条件   |
|-----------------------|---------------------|---------------|--|
| みずほ証券株式会社             | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号   | 3,200         | 1 引受人は本社債の全額につき共同して引受並びに募集の取扱いを行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引き受ける。<br>2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金30銭とする。 |
| 野村證券株式会社              | 東京都中央区日本橋一丁目13番1号   | 2,200         |  |
| S M B C 日興証券株式会社      | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号   | 2,200         |  |
| 大和証券株式会社              | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号   | 2,200         |  |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目9番2号   | 1,200         |  |
| 香川証券株式会社              | 香川県高松市磨屋町4番地の8      | 600           |  |
| 岡三証券株式会社              | 東京都中央区日本橋一丁目17番6号   | 300           |  |
| 東洋証券株式会社              | 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号    | 300           |  |
| 東海東京証券株式会社            | 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 | 200           |  |
| 中銀証券株式会社              | 岡山県岡山市北区本町2番5号      | 100           |  |
| 計                     |                     | 12,500        |  |

### (2) 【社債管理の委託】

| 社債管理者の名称   | 住所                | 委託の条件   |
|------------|-------------------|---|
| 株式会社みずほ銀行  | 東京都千代田区大手町一丁目5番5号 | 1 社債管理者は共同して本社債の管理を受託する。<br>2 本社債の管理手数料については、社債管理者に期中において年間17.5万円を支払うこととしている。 |
| 株式会社三井住友銀行 | 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 |   |

## 3 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(百万円) | 発行諸費用の概算額(百万円) | 差引手取概算額(百万円) |
|--------------|----------------|--------------|
| 12,500       | 45             | 12,455       |

### (2) 【手取金の使途】

手取概算額12,455百万円は、全額を設備資金、社債償還資金及び四国電力送配電株式会社への投融資資金として、2025年3月末までに充当する予定である。なお、四国電力送配電株式会社は、当該資金を設備資金及び社債の償還資金に充当する予定である。

## 第2 【売出要項】

該当事項なし

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

## 第4 【その他の記載事項】

特に目論見書に記載しようとする事項は、次のとおり。

| 記 載 箇 所 | 記 載 内 容  |
|---------|--|
| 表 紙     | 「社 章」<br> |

## 第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項なし

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第99期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2023年6月29日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第100期第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日) 2023年8月10日関東財務局長に提出

事業年度 第100期第2四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日) 2023年11月10日関東財務局長に提出

事業年度 第100期第3四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日) 2024年2月9日関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(2024年6月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年7月3日に関東財務局長に提出

#### 4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記2 第100期第2四半期報告書の訂正報告書)を2023年11月15日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「経営方針、経営環境および対処すべき課題等」、「事業等のリスク」及び「重要な訴訟事件等」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(2024年6月7日)までの間において変更及び追加がありました。以下の「経営方針、経営環境および対処すべき課題等」及び「事業等のリスク」は当該変更及び追加の生じた項目のみを記載したものであり、また「重要な訴訟事件等」は、その全文を一括して記載したものであります。なお、変更及び追加箇所については\_\_\_\_ ̄で示しています。

当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、参照書類である有価証券報告書に記載の「経営方針、経営環境および対処すべき課題等(3)経営目標」等に記載の中期経営計画2025の目標数値を2024年4月に一部変更しております。その他、当該事項は以下の「経営方針、経営環境および対処すべき課題等」及び「事業等のリスク」に記載の事項を除き、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はありません。なお、当該有価証券報告書等、以下の「経営方針、経営環境および対処すべき課題等」及び「事業等のリスク」に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

「経営方針、経営環境および対処すべき課題等」

#### (2) 経営環境および対処すべき課題

ロシアのウクライナ侵攻後、エネルギー安全保障が極めて重要な課題になるとともに、わが国においては、エネルギーの安定供給を大前提に、脱炭素化社会を実現していく「GX実現に向けた基本方針」が閣議決定されるなど、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた社会・経済の大きな変革が進んでいる。

また、昨今のエネルギー価格の上昇に伴い、再生可能エネルギーの地産地消モデルや太陽光発電設備を用いた自家消費型サービス、需要家側のデマンド・レスポンスを組み入れた分散型エネルギーリソースなどが広がりを見せており、新たな価値を提供する事業モデルの普及が進みつつある。

当社グループとしては、こうした事業環境の変化を事業構造や企業体質の変革に向けた好機と捉え、コア事業である電気事業においては、エネルギー供給を支える責任ある事業者としての安定供給はもとより、収益性の維持・向上に取り組んでいく。また、情報通信事業や国際事業などに加えて、グループ大での新たなサービス・商品・事業の創出にも努めていく。さらに、ESG(環境・社会・ガバナンス)やSDGs(持続可能な開発目標)の観点も踏まえ、気候変動対策、地域共生活動の推進、人権の尊重、コンプライアンスの徹底など、持続的な企業価値創出の基盤強化に資する取り組みを積極的に進めていく。

### 電気事業における収益性の維持・向上と強靱化

発電・販売事業においては、伊方発電所3号機をはじめとした自社電源の安全・安定運転はもとより、電源の低炭素化・脱炭素化に向けた取り組みを着実に推進していく。また、他事業者との競争環境や電源調達コストを踏まえた小売料金水準の設定、電源調達の最適化、電力市場の活用、卸販売の促進等に取り組み、収益力の維持・向上をはかっていく。

送配電事業においては、設備効率の向上等によるコスト抑制をはかりつつ、供給信頼度の維持・向上に努め、レベニューキャップ制度下において策定した事業計画を着実に遂行していく。

また、災害対策については、能登半島地震に係る国の検証結果や当社独自の分析などにより、災害時の対策に新たな知見を反映することで、災害時の対応力をさらに強化していく。

### グループ大での新たな事業価値の創出

情報通信事業におけるデータ分析技術等を活用した新たなサービスの開発や、国際事業における再生可能エネルギーを中心とした新規優良案件への参画拡大など、今後成長が期待できる事業を中心に、リスク管理を徹底しながら、事業領域・市場エリアの一層の拡大と収益性向上に努めていく。また、建設・エンジニアリング事業などを着実に推進するとともに、スマートメーターを活用したガス・水道の遠隔検針事業や見守り事業など送配電ネットワークの新たな価値を創造していく。

さらに、分散型エネルギーリソースの普及など電気事業の構造変化を捉えた新たな事業の創出、低炭素化・脱炭素化ニーズに対応したソリューションの提供等にも、グループを挙げて取り組んでいく。

### 企業体質の変革と価値創出の基盤強化

全社を挙げてDXを強力に推進し、ビジネスモデルや業務プロセス、組織風土、従業員のマインドなどを含むビジネス全般を変革することにより、既存事業の競争力強化や新たな価値創造を実現し、持続的な企業価値の向上をはかっていく。

気候変動対策の推進については、GXリーグへの参加などにより電源の低炭素化・脱炭素化に取り組むとともに、CO<sub>2</sub>フリー電気の調達や電化等による電気エネルギーのさらなる活用をはかることにより、小売販売電力におけるCO<sub>2</sub>排出量を削減し、2050年にカーボンニュートラルを実現することに挑戦していく。

当社グループとしては、こうした取り組みを通じて、収益性の向上とリスク耐性の強化を両立するとともに財務健全性の向上をはかり、1株当たり配当額50円をはじめ、2025年度を最終年度とする中期経営計画で掲げた目標の達成を目指していく。

## 「事業等のリスク」

## 電気事業に係るリスク

## (3) 市場動向

## 燃料価格や為替相場の変動

当社の火力発電用燃料調達費用については、原油、石炭などの市場価格や為替相場により変動するが、長期契約や調達の多様化などを通じて、変動リスクの抑制・分散をはかっている。

今後、調達先における設備トラブルや自然災害、国際関係の緊張の高まりなどにより、燃料価格および為替相場が著しく変動した場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。なお、燃料価格および為替相場の変動を電気料金に反映させる「燃料費調整制度」の適用により、業績への影響は緩和される。

## その他事業活動に係るリスク

## (1) 電気事業以外の事業

当社グループでは、持続的な企業価値の創出に向けて、情報通信事業や国際事業を中心とした電気事業以外の事業について、その将来性や収益性を吟味しながら取り組むことにより、市場エリア・事業領域の拡大をはかっている。

今後、物価変動を含む内外市場環境の急速な変化や、国際関係の緊張の高まりや政情の不安化などの進出国におけるカントリーリスクの顕在化等により、個々の事業・案件の収益が当初の見込みより大幅に下回る場合などには、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

## (2) コンプライアンス

当社グループでは、事業活動に関する全ての法令の遵守と、社会からの信頼と評価を得るための企業倫理の徹底をはかるため、グループ各社に「コンプライアンス推進委員会」を設置するとともに、「よんでんグループコンプライアンス推進協議会」を設置し、グループ全体でコンプライアンスを推進している。

また、電気事業法上の行為規制や独占禁止法の遵守は、自由化された現行電気事業制度の根幹をなすものと認識し、教育・研修を通じた法令に対する正しい理解の浸透と、意識改革の徹底に取り組んでいる。

こうした取り組みにも関わらず、法令違反や企業倫理に反した行為が発生した場合、当社グループへの社会的信用が低下し、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

## (3) 人材確保に係るリスク

当社グループでは、電力の安定供給やカーボンニュートラルをはじめとした電気事業における各種課題への対応、成長領域での事業創出・拡大に向けて、将来の人員見通しをもとに事業運営に必要な人材の確保・育成に取り組むとともに、従業員一人ひとりの人格や多様性を尊重し、能力を最大限発揮できる活力ある職場環境の整備に努めている。

今後、必要な人材の確保・育成が円滑に進まない場合、持続的な事業運営に支障をきたし、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

## 「重要な訴訟事件等」

## 伊方発電所運転差止訴訟(松山地裁)

当社を被告とする伊方発電所3号機の運転差止めを求める訴訟が、松山地方裁判所に6次(提訴は、第1次訴訟が2011年12月、第2次訴訟が2012年3月、第3次訴訟が2013年8月、第4次訴訟が2014年6月、第5次訴訟が2019年3月、第6次訴訟が2022年10月)にわたって提起されており、現在、係争中である。

## 伊方発電所運転差止訴訟(広島地裁)

当社を被告とする伊方発電所1～3号機の運転差止め及び慰謝料(使用済燃料全部が搬出されるまで原告1名当たり1万円/月)の支払いを求める訴訟が、広島地方裁判所に9次(提訴は、第1次訴訟が2016年3月、第2次訴訟が2016年8月、第3次訴訟が2017年4月、第4次訴訟が2017年11月、第5次訴訟が2018年11月、第6次訴訟が2019年11月、第7次訴訟が2020年10月、第8次訴訟が2021年8月、第9次訴訟が2022年6月)にわたって提起されており、現在、係争中である。

## 伊方発電所運転差止訴訟(大分地裁、福岡高裁)

当社を被告とする伊方発電所3号機の運転差止めを求める訴訟が、大分地方裁判所に4次(提訴は、第1次訴訟が2016年9月、第2次訴訟が2017年5月、第3次訴訟が2018年5月、第4次訴訟が2019年7月)にわたって提起され、2024年3月、原告の請求を棄却する判決が言い渡された。  
2024年3月、福岡高等裁判所に、上記判決を不服として控訴が提起されている。

## 伊方発電所運転差止訴訟(山口地裁岩国支部)

当社を被告とする伊方発電所3号機の運転差止めを求める訴訟が、2017年12月、山口地方裁判所岩国支部に提起されており、現在、係争中である。

## 伊方発電所運転差止訴訟(高松地裁、高松高裁)

当社を被告とする伊方発電所3号機の運転差止めを求める訴訟が、2021年10月、高松地方裁判所に提起され、2024年2月、原告の請求を棄却する判決が言い渡された。  
2024年3月、高松高等裁判所に、上記判決を不服として控訴が提起されている。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

四国電力株式会社 本店

（香川県高松市丸の内2番5号）

四国電力株式会社 徳島支店

（徳島県徳島市寺島本町東2丁目29番地）

四国電力株式会社 高知支店

（高知県高知市本町4丁目1番11号）

四国電力株式会社 愛媛支店

（愛媛県松山市湊町6丁目6番地2）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

#### 第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし